

児童生徒又は教職員に感染者が確認された場合の 臨時休業及び学校再開について

【基本的な考え方について】

基本的には、学校内で感染者が出た場合であっても、臨時休業を直ちに行うのではなく、感染者に関する学校からの情報を踏まえ、臨時休業の要否を設置者である教育委員会が判断します。学校内に感染が広がっている可能性が高いような場合等でなければ、できる限り児童生徒の学びの機会を保障していきます。

但し、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内での感染が広がっている可能性が高いと判断された場合や市内や近隣地域における感染拡大の状況を鑑みて臨時休業を行う場合もあります。

【感染者が確認された場合】

設置者である教育委員会は、感染者が確認された学校の報告と、学校医や保健所の見解等を踏まえ、学校(学年・学級)の臨時休業の要否を判断します。

＜臨時休業を行った場合の学校及び教育委員会の対応＞

- ア 保健所、学校医と連携し学校の感染防止における対応や助言を受けます。
- イ 保健所、学校医、学校薬剤師、市長部局(市民健康部)等と連携し校内の消毒を行います。但し、必ずしも施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される範囲内や物品の消毒を行います。
- ウ 休業期間中にすべての児童生徒への健康観察を実施し、心身の健康確認を実施します。
- エ 児童生徒に対し、学習に著しい遅れが生じることのないようにICT端末を活用したオンライン

【学校(学年・学級)の再開について】

学校(学年・学級)の再開については、保健所と十分な相談の上、以下の内容を確認後、設置者である教育委員会が判断します。

- ① 保健所、学校医の助言等により再開可能と判断された場合
- ② 感染者の活動態様、接触者の多寡、感染経路等を確認し消毒作業等を終えた場合
- ③ 休業期間中に児童生徒の健康観察を終え、感染拡大がないと判断された場合

※ 糸満市立学校感染防止対策【ガイドライン令和4年6月1日】をもとに各学校にて再度、ガイドラ

感染の疑いがある場合は、下記の相談窓口へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症 相談窓口
(コールセンター)

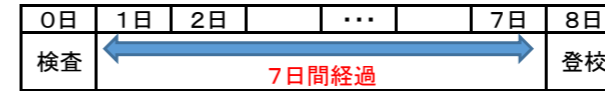


新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒の出席停止等の考え方 (オミクロン株が主流である期間の対応)

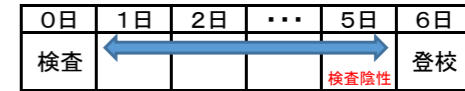
1 児童生徒が感染した場合

(赤字取り消し部が今回の修正箇所です)

(1) 無症状の場合 → ①検査日から7日間経過後、登校可。



②5日目の抗原検査(医療用)で陰性後、翌日登校可。

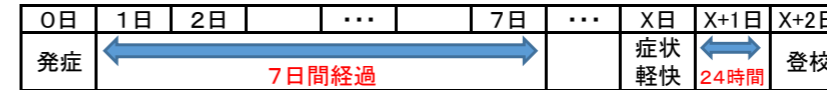


(2) 有症状の場合 → 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過後、登校可。
ただし、入院している場合は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過後、登校可。

ケース① (7日目以前に症状軽快の場合)

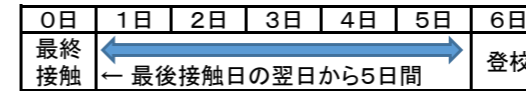


ケース② (7日目以降に症状軽快の場合)



2 児童生徒が保健所より濃厚接触者と特定された場合

(1) 感染者と最後に接触した日の翌日から5日間自宅待機の場合



(2) 感染者と最後に接触した日から2日目及び3日目の抗原検査(医療用)で陰性の場合



※ 最終接触日は、
・感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日)
・感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日
のいずれか遅い方を0日目とします。

※ 自宅待機期間中に、別の家族が発症した場合には、改めてその発症日(無症状の場合は検体を採取した日)が0日目となります。

3 児童生徒の同居家族が保健所より濃厚接触者と特定された場合

児童生徒の登校は可能ですが、他に感染させる不安があり学校を休ませたいと相談があった場合は出席停止として取り扱います。

4 同居家族以外の感染者と接触した場合

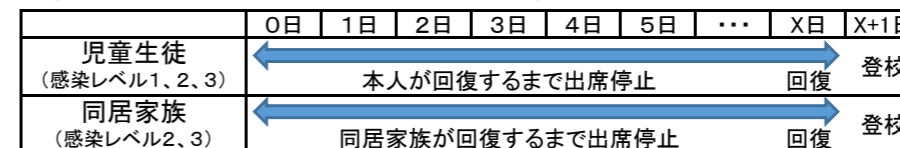
(1) 無症状の場合 → 登校可。

ただし、感染リスクの高い場面で接触があった場合は一定期間の出席停止とする場合があります。その際、沖縄県接触者検査センター等の結果判明、または、最終接触日の翌日から5日経過した後、登校可。

(2) 有症状の場合 → 登校を控え医療機関を受診、または、(軽症の場合)抗原定性検査。

5 その他、発熱等風邪の症状等がある場合

児童生徒本人又は同居家族の症状が回復するまで出席停止とします。



6 感染が不安で学校を休ませたい場合

感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、出席停止として取り扱います。